

第 46 回全国豊かな海づくり大会千葉県実行委員会幹事会 運営規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第 46 回全国豊かな海づくり大会千葉県実行委員会会則（以下「会則」という。）第 10 条の規定により設置する幹事会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 幹事等は、別表に掲げる職にある者を充てる。

(事務局)

第 3 条 幹事会の事務局は、千葉県農林水産部内に置く。

(補則)

第 4 条 この規程に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

附則

この会則は、令和 7 年 10 月 20 日から施行する。

【別表】

区分	組織名	役職	備考
01	幹事長 千葉県農林水産部	部長	
02	副幹事長 千葉県漁業協同組合連合会 旭市 銚子市	専務理事	
03		農水産課長	
04		水産課長	
05	幹事 (各種団体) (公財) 千葉県水産振興公社 千葉県商工会連合会 (一社) 千葉県商工会議所連合会 (公社) 千葉県観光物産協会	常務理事	
06		専務理事	
07		専務理事	
08		専務理事	
09	幹事 (県関係機関) 千葉県総務部 千葉県総合企画部 千葉県防災危機管理部 千葉県健康福祉部 千葉県環境生活部 千葉県環境生活部スポーツ・文化局 千葉県商工労働部 千葉県農林水産部 千葉県県土整備部 千葉県企業局 千葉県教育庁 海匝地域振興事務所	次長	
10		次長	
11		次長	
12		次長	
13		次長	
14		次長	
15		次長	
16		水産局長	
17		次長	
18		土地管理部次長	
19		企画管理部長	
20		所長	
21	幹事 (沿海市町村等) 東京湾地域栽培漁業推進協議会 (事務局: 富津市) 東安房地域栽培漁業推進協議会 (事務局: 南房総市) 夷隅地域栽培漁業推進協議会 (事務局: いすみ市) 銚子・九十九里地域栽培漁業推進協議会 (事務局: 銚子市) 千葉県市長会・千葉県町村会	建設経済部長	
22		農林水産部長	
23		水産商工観光課長	
24		水産課長	
25		事務局長	
26	幹事 (警備関係) 千葉県警察本部交通部交通規制課 千葉県警察本部警備部警備課 第三管区海上保安本部警備救難部警備課 銚子海上保安部交通課 銚子海上保安部警備救難課	課長	
27		課長	
28		課長	
29		課長	
30		課長	